

## 市第 62 号議案

### 横浜市埋立事業用地処分等事業者選定等委員会条例の制定

#### 1 提案理由

埋立事業用地の適正な処分、貸付け等を図る目的で、市長の附属機関として横浜市埋立事業用地処分等事業者選定等委員会を設置するため、横浜市埋立事業用地処分等事業者選定等委員会条例を制定します。

#### 2 条例の概要

##### (1) 所掌事務

- ア 埋立事業用地に関する事業提案型の公募による売却及び貸付けに係る事業者の選定に関する審査
- イ 埋立事業用地に関する事業提案型の公募による売却及び貸付けに係る事業計画等の変更に関する審査
- ウ その他埋立事業用地の処分、貸付け等に関し市長が必要と認める事項に関する審査

##### ※埋立事業用地とは

横浜市埋立事業の設置等に関する条例第 2 条の規定に基づき設置された埋立事業の用に供する土地のうち、市長が必要と認めたものをいいます。

##### (2) 委員会構成

- ア 委員（3 人以内）  
港湾、都市計画、建築などに係る分野の学識経験者等
- イ 臨時委員（若干人）  
特別の審議等の事項に係る分野の学識経験者等

##### (3) 任期

委嘱日から 2 年

#### 3 施行期日

公布の日